

岡山県自然環境保全審議会 自然保護部会 議事概要

- 1 開催日時 令和7年6月6日(金) 10:00～10:40
- 2 場 所 岡山市北区下石井二丁目6-41 ピュアリティまきび「飛鳥」
- 3 出席者 ○委員(五十音順、敬称略)
 沖陽子、奥島雄一、小林靖英、高橋正徳、千葉喬三、波田善夫、福田佳代、三木直子／計8名
 ○事務局(県)
 自然環境課長、事務局職員／計3名

議 題	備作山地県立自然公園に係る公園事業の変更について(新見市)
会議資料	別添資料のとおり
議事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長の選出、部会長職務の代理者の指名 部会長に千葉委員が選出され、千葉部会長から、部会長職務の代理者に波田委員が指名された。 ・ 議事録署名委員の指名 千葉部会長から議事録署名委員に沖委員と波田委員が指名された。 ・ 備作山地県立自然公園に係る公園事業の変更について (資料により事務局から説明) 審議の結果、原案が適当であると認められた。
—意見等— 委 員	<p>美しい森の成り立ちについてネットで調べてみてもほとんど情報がなく、県としてある意味積極的な運営はほぼ諦めているようにも思えるが、方針などを聞かせてほしい。</p>
事務局	<p>元々は県の「美しい森づくり運動」の一環で整備したが、県の行財政改革の中で、地域の市町村に運営してもらう方針になり、今運営されているものは全て平成21年に市町村へ譲渡している。県としては活用を図ってもらいたいというのが本心だが、今回の件については、積極的な活用も進んでおらず、廃止せざるを得ないという状況だ。</p>
委 員	<p>話を聞いていて、こういう場所はあちこちにあって、今後どういう風にもっていけばいいのか一つのモデルにもなるのではないかと感じた。 そういう思いからすると、ビジネスライクに園地から除外するというところで終わらせているところが、これでいいのか少し気になる。</p>
部会長	<p>空き家同然になっていくと、適切な心得のない人が入ってくると事故を起こしかねないため、難しいところではあるが、管理者としては、それなら利用廃止にしておいたほうがいいのかとの考えからこういった形に整理されたのだろう。</p>

委 員	今回区域除外になった場合は、備作山地県立自然公園の区域から除外されるのか。
事務局	自然公園は公園区域として残る。ここは、生活環境保全林という事業と美しい森づくり事業を使った園地事業で整備したが、美しい森づくり事業で実施した園地部分を廃止するという意味だ。
部会長	日本の自然保護は、保護と利用という両面を含んでおり、利用促進のために整備した部分を諸般の事情で整理するというぐらいに考えてもらえればいいのかと思う。施設を利用促進のために整備し、管理していたが、諸般の社会事情の変化で置いておくというのが適当ではないと判断され、この際一回整理するという考えでいいか。
事務局	はい。